

庄内町告示第3号

令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年1月21日

庄内町長 富 横 透

令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援することとした国の重点支援地方交付金を活用し、高齢者、障がい者施設等の物価高騰による事業運営経費の負担を軽減し、介護サービス又は障がい福祉サービスが安定的に提供されるため、町内で介護サービス事業所又は障がい福祉サービス事業所等を運営する者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年1月1日時点で、別表対象施設等の欄に規定する町内の施設等を運営する者
- (2) 次のいずれかに該当する者

イ 令和7年度山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金又は令和7年度第2回山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金（第4条において「高齢者施設等県支援金」という。）の交付を受けている者

ロ 令和7年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金又は令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金（第4条において「障がい者施設等県支援金」という。）の交付を受けている者

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表左欄に掲げる区分ごとにそれぞれ右欄に掲げる一の対象施設等当たりの支援金の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業者が、同一の所在地にある事業所において、次に掲げる複数の事業所の指定を受け事業を行っている場合は、一つの事業所とみなす。

- (1) 居宅サービス及び介護予防サービスの両方の指定を受けている場合
- (2) 居宅サービス及び障がい福祉サービスの両方の指定を受けている場合

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、令和8年2月25日までに令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次の各号

に掲げる高齢者施設等県支援金又は障がい者施設等県支援金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。この場合において、各号の申請はそれぞれ行うものとする。

(1) 高齢者施設等県支援金 令和7年度高齢者施設等物価高騰対策支援金審査給付通知書の写し又は令和7年度第2回高齢者施設等物価高騰対策支援金審査給付通知書の写し

(2) 障がい者施設等県支援金 令和7年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付決定及び額の確定について（通知）の写し又は令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付決定及び額の確定について（通知）の写し
(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査の上、交付の適否を決定し、その結果を令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により当該申請を行った支援対象者に通知するものとする。

（不当利得の返還）

第6条 町長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた者があるときは、当該交付の決定を取消し、既に支援金を交付しているときは、返還の期限を定めて支援金を返還させることができる。

（関係書類の保管）

第7条 交付の決定を受けた支援対象者は、支援金の交付の決定にかかる書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区分	対象施設等	一の対象施設等当たりの支援金の額
区分1	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護事業所 共同生活援助事業所（介護サービス包括型）	定員（併設する短期入所事業所の定員を含む。） 30人以上 一律250,000円 29人以下 一律200,000円 ただし、通所型居宅サービスを併設している場合は一の対象施設につき50,000円を追加する。
区分2	小規模多機能型居宅介護事業所	一律200,000円
区分3	有料老人ホーム 訪問介護事業所（有料老人ホームと同一敷地に併設されている場合を除く。） 訪問看護事業所（医療みなし指定事業所を除く。） 訪問入浴介護事業所 居宅介護支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所	一律150,000円
区分4	計画相談支援事業所 障害児相談支援事業所	一律40,000円
区分5	生活介護事業所 自立訓練事業所（生活訓練） 就労移行支援事業所 就労定着支援事業所 就労継続支援B型事業所 放課後等デイサービス事業所	一律120,000円

様式第1号（第4条関係）

（表）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者の役職及び氏名

令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付申請書

令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付要綱に基づく支援金を下記のとおり交付されるよう、第4条に規定する関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

（1）交付要綱別表の「区分1」に該当する対象施設等に係るもの

対象施設等数	定員数	支援金額
箇所	人	円
通所型居宅サービス 併設の有無	有・無 有の場合5万円追加	円

（2）交付要綱別表の「区分2」から「区分5」までに該当する対象施設等に係るもの

区分	対象施設等数	支援金額
区分2	箇所	円
区分3	箇所	円
区分4	箇所	円
区分5	箇所	円

（3）支援金申請額（①+②）

対象施設等数	箇所	支援金額	円

（2）添付書類（添付する書類のいずれかの□にレ点を入れてください）

- 令和7年度高齢者施設等物価高騰対策支援金審査給付通知書の写し
- 令和7年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付決定及び額の確定について（通知）の写し
- 令和7年度第2回高齢者施設等物価高騰対策支援金審査給付通知書の写し
- 令和7年度第2回山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付決定及び額の確定について（通知）の写し

(裏)

2 振込先口座（申請者名義のものに限る。）

金融機関名		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
店名		口座番号	
カタカナ名義			

(注) カタカナ名義は、通帳に表記されているものを記入ください。

3 連絡先

所属部署		
担当者氏名		電話

(注) 町との連絡、確認、照会等を行う担当者について記入ください。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長 印

令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金交付決定
(却下) 通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度庄内町高齢者、障がい者施設等物価高騰対策支援金について、交付することを決定（下記の理由により却下することと）したので、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|---------------|-------|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付予定日 | 年 月 日 |
| 3 却下する場合はその理由 | |